

○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文  
 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第一条～第三条（略）</p> <p>（飲料水に関する衛生上必要な措置等）</p> <p>第四条 令第二条第二号イに規定する水の供給は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第六項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として前条に規定する目的のための水（以下「飲料水」という。）を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。</p> <p>イ 水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第一百一号。以下「水質基準省令」という。）の表中一の項、二の項、六の項、十の項、三十二の項、三十四の項、三十五の項、三十八の項、四十の項及び四十六の項から五十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。</p> <p>ロ 水質基準省令の表中九の項、二十一の項から三十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。</p> <p>四 地下水その他の前号に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査</p>	<p>第一条～第三条（略）</p> <p>（飲料水に関する衛生上必要な措置等）</p> <p>第四条 令第二条第二号イに規定する水の供給は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第六項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として前条に規定する目的のための水（以下「飲料水」という。）を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。</p> <p>イ 水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第一百一号。以下「水質基準省令」という。）の表中一の項、二の項、六の項、十の項、三十一の項、三十三の項、三十四の項、三十七の項、三十九の項及び四十五の項から五十の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。</p> <p>ロ 水質基準省令の表中九の項、二十一の項から三十の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。</p> <p>四 地下水その他の前号に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査</p>

を次に掲げるところにより行うこと。

イ 給水を開始する前に、水質基準省令の表の上欄に掲げるすべての事項について行うこと。

ロ 水質基準省令の表中一の項、二の項、六の項、十の項、三十二の項、三十四の項、三十五の項、三十八の項、四十の項及び四十六の項から五十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。

ハ 水質基準省令の表中九の項、二十一の項から三十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。

ニ 水質基準省令の表中十三の項、十五の項から二十の項までの項及び四十五の項の上欄に掲げる事項について、三年以内ごとに一回、定期に、行うこと。

2  
五〇八 (略)

第四条の二〇第四十一条 (略)

を次に掲げるところにより行うこと。

イ 給水を開始する前に、水質基準省令の表の上欄に掲げるすべての事項について行うこと。

ロ 水質基準省令の表中一の項、二の項、六の項、十の項、三十一の項、三十三の項、三十四の項、三十七の項、三十九の項及び四十五の項から五十の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。

ハ 水質基準省令の表中九の項、二十一の項から三十の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。

ニ 水質基準省令の表中十三の項、十五の項から二十の項までの項及び四十四の項の上欄に掲げる事項について、三年以内ごとに一回、定期に、行うこと。

2  
五〇八 (略)

第四条の二〇第四十一条 (略)